

武藏野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について（議案第27号資料）

○改正の内容（下線箇所）

1 布設工事監督者

分類		技術上の実務経験年数	該当条項 (第3条)
		現行	改正案
大学卒業 <短期大学を除く。> ()内は、大学院にて 1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する 課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修 （1年以上）	2年以上 （1年以上） <u>項目削除</u> 旧1号
		上記以外を履修	3年以上 (2年以上) <u>項目削除</u> 旧2号
		<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>	— <u>3年以上 (2年以上)</u> 新1・8号
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	—	<u>4年以上 (3年以上)</u> 新2・8号
	<u>機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程</u>	—	<u>5年以上</u> 3号
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	—	<u>6年以上</u> 新4号
	<u>機械科・電気科又はこれらに相当する課程</u>	—	<u>7年以上</u> 新5号
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上	<u>7年以上</u> 新7号
技術士 上下水道部門2次試験合格者		1年以上	<u>1年以上</u> 新10号
<u>1級土木施工管理技士 技術検定合格者</u>		—	<u>3年以上</u> 新11号

※実務経験については、現行では必要な技術上の実務経験年数は水道に関する実務経験年数のみだが、本改正により、
実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験年数を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水道、下水道、道路及び河川分野における実務経験年数についても算入可能とする。→第3条第1号から第11号まで適用

2 水道技術管理者

分類		技術上の実務経験年数	該当条項 (第4条)
		現行	改正案
<u>布設工事監督者の資格を有する者</u>		不要	<u>項目削除</u> 旧1号
大学卒業 <短期大学を除く。>	<u>土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程 (以下「土木工学」という。)</u>	—	<u>3年以上</u> 新1号
	土木工学以外の工学・理学・農学・医学・薬学の課程又はこれらに相当する課程	4年以上	4年以上 2号
	工学・理学・農学・医学・薬学に関する課程及びこれらに相当する課程以外の課程	5年以上	5年以上 4号
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	<u>土木工学</u>	—	<u>5年以上</u> 新1号
	土木工学以外の工学・理学・農学・医学・薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年以上	6年以上 2号
	工学・理学・農学・医学・薬学に関する課程及びこれらに相当する課程以外の課程	7年以上	7年以上 4号
高等学校卒業 中等教育学校卒業	<u>土木工学</u>	—	<u>7年以上</u> 新1号
	土木工学以外の工学・理学・農学・医学・薬学の課程又はこれらに相当する課程	8年以上	8年以上 2号
	工学・理学・農学・医学・薬学に関する課程及びこれらに相当する課程以外の課程	9年以上	9年以上 4号
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上	10年以上 3号
技術士 上下水道部門2次試験合格者		—	<u>1年以上</u> 新7号
<u>1級土木施工管理技士 技術検定合格者</u>		—	<u>3年以上</u> 新8号
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了した者		不要	不要 6号

※現行と同様、技術上の実務経験年数は全ての水道に関する実務経験年数を必要とする（布設工事監督者とは異なる）。